



家庭系ごみの分別と 出し方マニュアル



もくじ

家庭系ごみの収集手数料と日程等	1ページ
可燃ごみ（指定袋による有料収集）	2ページ
容器包装プラスチック（無料収集）	3～4ページ
カン・ビン・ペットボトル本体（無料収集）	5～6ページ
紙類・古着（無料収集）	7ページ
資源ごみのゆくえ	8ページ
粗大・不燃ごみ（電話申込みによる有料収集）	9ページ
臨時ごみ（電話申込みによる有料収集）	10ページ
ごみの直接搬入（従量制による有料）	11ページ
家電リサイクル法対象品・パソコンリサイクル	12ページ
家庭から出る品目別ごみの分別表	13～14ページ



家庭系ごみの収集手数料と日程等

ごみの分類・目印など	処理手数料・袋等 令和7年4月1日現在	収集日と出す時間 ※地区はポスター版裏面参照	
		吉見地区	嘉祥寺地区 りんくうポート地区
可燃ごみ 有料	町指定袋 50ℓ袋 (10枚入り500円) 20ℓ袋 (10枚入り200円) 10ℓ袋 (10枚入り100円)	毎週月・木曜日 午前8時まで	毎週火・金曜日 午前8時まで
ペットボトル本体を除く 容器包装プラスチック 無料 	無色透明の 45ℓまでの市販袋 ※文字やマーク等も記載されて いない袋をご使用ください。	毎週月曜日 正午まで	毎週火曜日 正午まで
カン・ビン・ ペットボトル本体    無料	無色透明の 45ℓまでの市販袋	第1・3回目の水曜日 午前8時まで	第2・4回目の水曜日 午前8時まで
新聞・雑誌・紙パック 無料 	ひもで十字にしぼる ※新聞は新聞販売店配布の袋も 使用できます	第1・3回目の木曜日 正午まで	第1・3回目の金曜日 正午まで
ダンボール・紙箱・紙袋  無料 	ひもで十字にしぼる	第2・4回目の木曜日 正午まで	第2・4回目の金曜日 正午まで
古着 無料	無色透明の 45ℓまでの市販袋	第2・4回目の木曜日 正午まで	第2・4回目の金曜日 正午まで

※粗大・不燃ごみは、事前に申込みが必要です。詳しくは9～10ページをご覧ください。

ごみは分別を確かめて収集日や収集時間を守ってください。

収集日以外の日には、ごみを出さないでください。

ごみを出す場所はいつも清潔にして、付近での駐車はしないでください。

カレンダーの見方

第1回目の金曜日						
第1回目の木曜日			第2回目の金曜日			
日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	6	⑦	⑧	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※ カレンダーは上から1回目、2回目と数えてください。

危険物は、可燃ごみ、資源ごみの中に入れてください。



- 注射器・注射針……医療機関や購入先に返却
- 刃物……………粗大ごみで電話申込み
- 使い捨てライター…最後まで使い切って、粗大ごみで電話申込み



※使い切っていない状態の使い捨てライターなどが原因で、パッカー車が炎上することがありますので、必ず最後まで使い切った状態で粗大ごみとして出してください。
※水銀を使用した体温計、温度計、血圧計に限り、役場(住民課生活環境係)の窓口で回収します。

① 「可燃ごみ」のおもな例



② 町指定袋の販売

公共施設: 田尻町役場(住民課生活環境係)、ふれ愛センター、公民館

一般店舗: 町内にある小売店舗(お店で「町指定袋等取扱所」の確認をお願いします。)

※セット販売になります。1枚単位での購入はできません。

※町指定袋購入後の払い戻しはできません。

③ 出し方の注意点

- 生ごみは、水をよく切ってください。
- 紙おむつは、汚れをおとしてください。
- たばこの吸がらは、必ず火が消えたことを確認してください。
- 竹くしなど先のとがったものは、必ず先をつぶしてください。
- 町指定袋に入らない**布団・毛布**は、**ひもで十文字にしぼり**、各々1枚あたり1枚の町指定50%袋をとしひもにくくりつけて、**週2回の指定曜日**に出してください。また、**じゅうたん・カーペット**は**畳1枚位の大きさに切って、ひもで十文字にしぼり**、としひもごとに1枚の**町指定50%袋**をくくりつけて、**週2回の指定曜日**に出してください。
- **指定袋以外の袋で出された「可燃ごみ」や、指定袋がくくりつけられていない「可燃ごみ」は、指定曜日に**
出されていても収集できません。



④ 減免制度(次のいずれかに該当し、常時おむつを使用している者がいる世帯)

(1) 満2歳に達しない者

(2) 要介護3以上の介護認定を受けて在宅で介護を受けている者

(3) 障害者手帳(身体・知的・精神)を所持する在宅で介護を受けている者

※申請方法や、対象となる者、減免内容などの詳細は、住民課生活環境係にお問合せください。

※市販の無色透明のごみ袋 (45ℓ程度まで) をご使用ください。文字やマーク等が記載されている袋も使用出来ません。

1 「容器包装プラスチック」とは

プラスチック製の「商品の容器及び包装」のうち、その商品が消費され、またはその商品と分離された場合に不要となるものをいいます。プラスチック製のもの全てが該当するわけではありません。



このマークが目印です。

2 「容器包装プラスチック」のおもな例

●ポリ (ビニール) 袋類

スーパー・コンビニのレジ袋、お菓子・たばこ・カップ類などの外フィルム、ポケットティッシュの個袋など

●トレー類

肉類・くだもの・さしみなどが入っていたトレー (受け皿) など

●バック、カップ類

卵・豆腐などが入っていたバック、プリン・ヨーグルトなどが入っていたカップなど

●発泡スチロール類

もも・リンゴなどを包んでいたネット状の発泡スチロール、電気製品等の梱包用発泡スチロールなど

●ネット類

みかん・たまねぎなどが入っていたネットなど

●その他の容器包装プラスチック類

中をきれいに洗ってあるプラスチック製容器 (シャンプー、台所用洗剤などのボトルやポンプ部分)、ビン、ペットボトルなどのプラスチック製のふた、ペットボトルなどの外フィルムなど



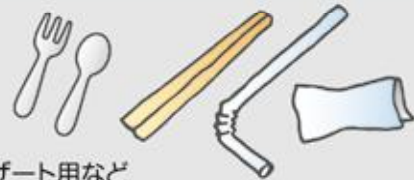
3 「容器包装プラスチック」の出し方

- 容器包装プラスチックは、市販の無色透明の袋 (45ℓ程度の大きさ) に入れて、1ページに記載されている指定曜日 (週1回) に、おうちの前に出してください。

④ 出し方の注意点 (再資源化のために)

- 内袋の使用はさけてください。
- 他のごみは、絶対に混ぜないでください。
- 容器などに食べ残しや汚れがあれば取り除き、軽く水洗いをし、乾かしてから出してください。
- プラスチック製でも「容器包装プラスチック」に該当しないものや「容器包装プラスチック」であっても、中に異物が付着して洗えないものなどは、下表の「出し方」欄のとおり出してください。
- 容器包装プラスチックは、軽くてすぐに飛んでしまいますので、飛散防止対策をして出してください。
- **市販の無色透明のごみ袋**(45ℓ程度まで)をご使用ください。文字やマーク等が記載されている袋も使用できません。

容器包装プラスチックに該当しないものの一例

区 分	品 目	出し方
○容器包装に定義されないもの 中身の商品と一体となって持ち運びや保管などの機能を持つケースなどは該当しません。 	だんごの串 アイスクャンディーの棒 野菜の結束テープ・ひも ステッカー・ラベル ラケットのケース めがねケース CD・ビデオケースなど	「可燃ごみ」 として 出してください。
○商品そのもの それ自身が商品であるものは該当しません。  歯ブラシ CD、DVDなど カセットテープ ビデオテープ	ボールペン・サインペン 定規 石鹸箱 小型おもちゃ 歯ブラシ ビデオテープ カセットテープ CD・DVDなど	「可燃ごみ」 として 出してください。
 ポリバケツ ハンガー ポリタンク 洗面器 (プラスチック製) 使い捨てライター ひげそり・安全かみそり	大型おもちゃ 洗面器 ポリバケツ 灯油ポリタンク ハンガー 使い捨てライター ひげそり・安全かみそりなど	「粗大ごみ」 として 出してください。
○商品の付属品 商品の付属物は該当しません。  デザート用など	デザート用などのスプーン やフォーク・紙バックのスト ロー・弁当の割り箸・お手拭 き・粉石鹸の計量カップなど	「可燃ごみ」 として 出してください。
○「容器包装プラスチック」であっても中に異物が付着して洗えないものや、洗っても汚れやにおいが取れないもの 	次のチューブ類など マヨネーズ・ケチャップ ねりわさび・ねりからし 整髪剤・歯磨き粉 次のレトルトパックなど カレー・シチュー	「可燃ごみ」 として 出してください。

※市販の無色透明のごみ袋(45ℓ程度まで)をご使用ください。
※中身が残っているものは収集できません。

①-1.「カン」のおもな例



①-2.「ビン」のおもな例

お酒、インスタントコーヒー、
清涼飲料水、調味料などの空ビン
※化粧品のビンもリサイクルできます。



※キャップははずしてください。

①-3.「ペットボトル本体」のおもな例

お茶、ジュース、しょうゆ、ソースなどの
ペットボトル本体



※ラベルとキャップははずしてください。

②「カン・ビン・ペットボトル本体」の出し方

- カン・ビン・ペットボトル本体は、**市販の無色透明のごみ袋**（45ℓ程度までの大きさ）に入れて、1ページに記載されている**指定日（月2回）の朝8時までに**、おうちの前に出してください。カン・ビン・ペットボトル本体とも、すべて同じ袋に入れてください。
※同じ袋で収集しても中間処理過程で選別し、それぞれをリサイクルしています。

③出し方の注意点（再資源化のために）

- 内袋の使用はさけてください。
- 他のごみは、絶対に混ぜないでください。
- カンヅメや清涼飲料水などのカン・ビン・ペットボトル本体とも、中を軽く水洗いしてください。

「カン」

- 収集できるカンの大きさは、1斗カンよりも小さなカンです。
1斗カン以上の大きさのものは、「粗大ごみ」として出してください。
- カンのふたやキャップは、必ずはずしてください。**プラスチック製のキャップは「容器包装プラスチック」として、金属製のキャップは「粗大ごみ」として出してください。**
- スプレー式のカンやカセットコンロ用のガスのカンなどは、必ず使い切ってから出してください。中身が残っている場合は、火の気のない屋外でガスを完全に抜いて出してください。（穴をあける必要はありません。）

「ビン」

- 化粧品のビンはリサイクルが可能です。**キャップは必ずはずして、中身を使い切って出してください。**
- 酒ビン、ビールビン、牛乳ビンなどのリターナルビン（＝繰り返し使えるビン）は、できるだけ販売店などで引き取ってもらってください。このマーク  が目印です。
- ガラス製の食器類などは、「粗大ごみ」として出してください。**

「ペットボトル」

- ペットボトル本体は押しつぶすなどして、なるべくかさを減らしてください。
- ペットボトルのキャップとラベルは本体からはずして、「容器包装プラスチック」として出してください。**

ごみの減量とリサイクルを促進するための補助制度

田尻町集団回収奨励金交付制度

対象団体:10世帯以上の営利を目的としない住民の団体（事業所等は適用しません。）
対象品目:新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、古布、アルミカン、スチールカン
奨励金:1kgあたり5円

田尻町生ごみ処理機器購入補助金交付制度

補助対象:町内に在住している者で1世帯1台。（事業所等は適用しません。）
補助内容:家庭の生ごみを堆肥にするための機器（購入金額の2分の1で上限2万円）

詳しくは、住民課生活環境係にお問合せください。

- 他のごみは、絶対に混ぜないでください。
- 紙類に付着しているビニール、ガムテープなどの異物は、できるだけ取り除いてください。
- 品目ごとに分けて、1ページに記載されている**指定日(月2回)**に、おうちの前へ出してください。
- **ダンボールや紙袋などを排出用の容器として使用しない**でください。
- シュレッダー後の紙類は、「可燃ごみ」として出してください。

紙箱などは
このマークが目印



1 新聞・雑誌・紙パック

- 品目ごとに分けて、飛散防止のため、**必ずひもで十文字にしぼって**出してください。



- 広告チラシは新聞紙といっしょに、ひもで十文字にしぼって出してください。
- 新聞紙については、新聞販売店が配布しているビニール袋に入れて出してもかまいません。
- **紙パック**は、**切り開いて**中を軽く水洗いし、乾かしてから出してください。
- 紙パックで中に**アルミ箔の付いているものは、「可燃ごみ」として**出してください。

2 ダンボール・紙箱・紙袋

- 品目ごとに分けて、飛散防止のため、**必ずひもで十文字にしぼって**出してください。



- 紙袋については、**プラスチック製の取っ手や金属類などの不純物は、必ず取り除いて**ください。
- **ダンボール**は**必ずつぶして**出してください。
- **紙箱**は、**切り開いて**出してください。

3 古着

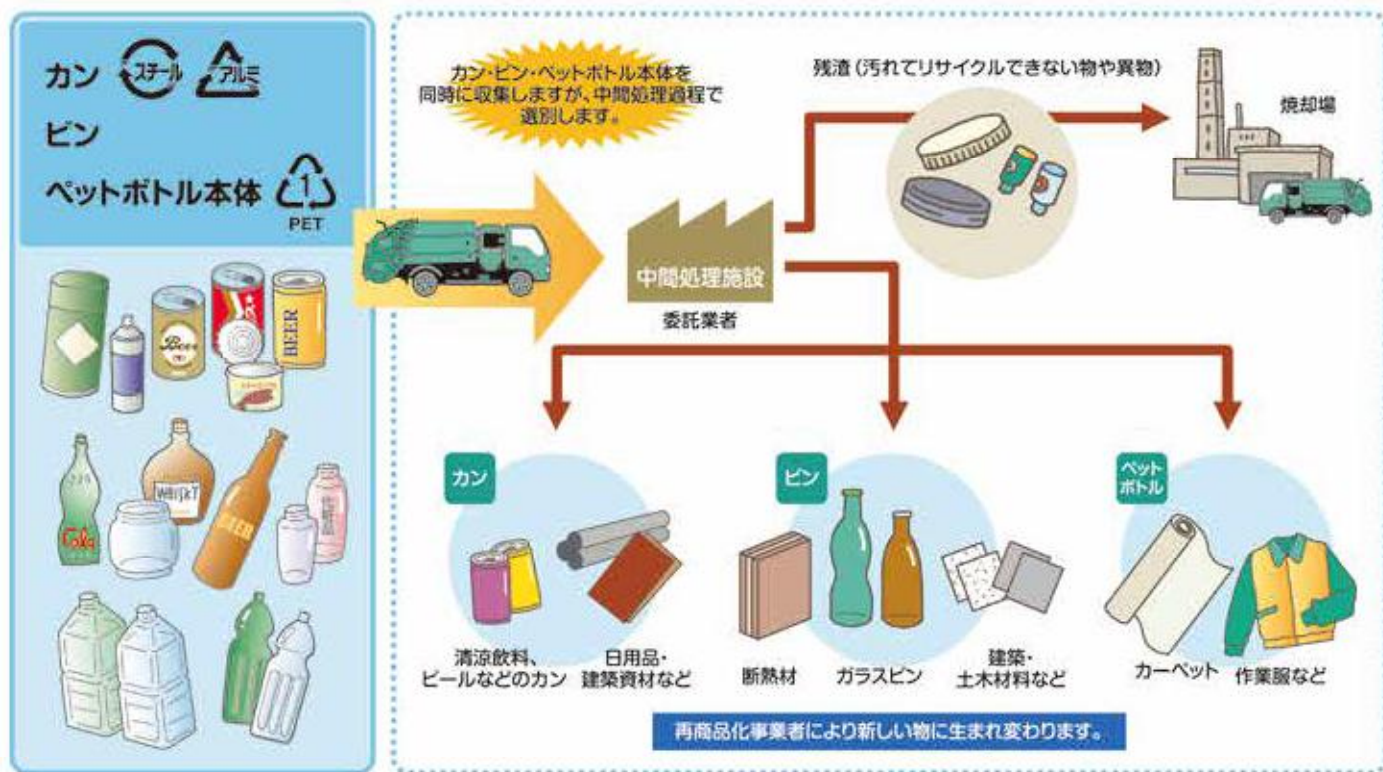
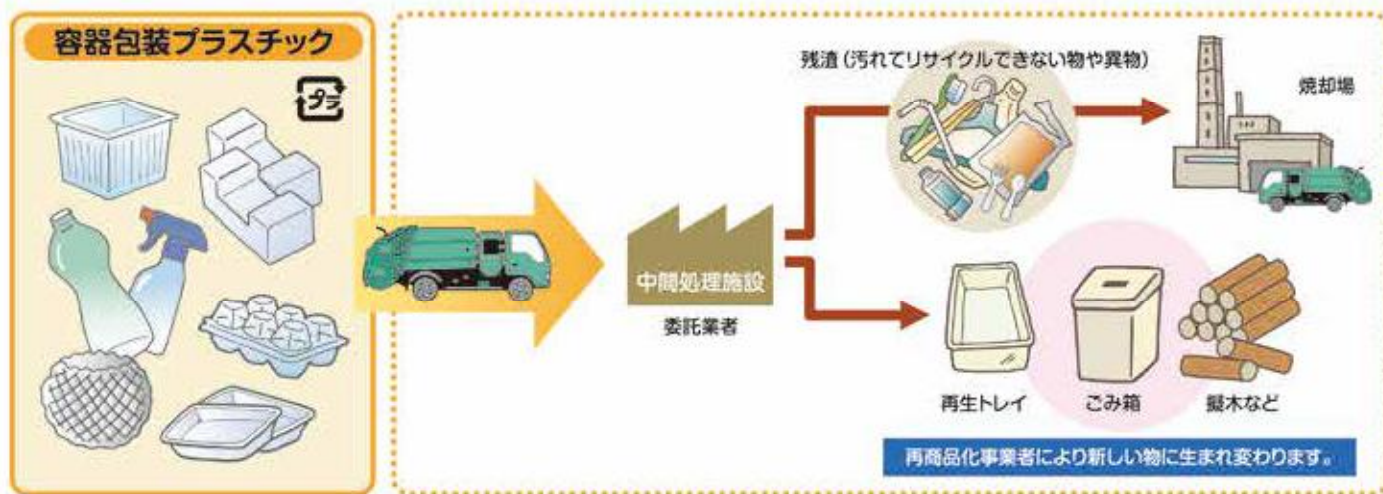
- 無色透明の市販の45ℓまでの袋に入れて出してください。
- 古着として出せるものは、衣類(下着類はのぞく)、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチ、タオル、バスタオルなどが該当します。
- 古着として出すものは、ご自身で使える状態で、タンスにしまえる程度に洗濯された状態の汚れのない物に限定してください。
- **油汚れの付いた物やペット用に使用したものは、古着として出さないで「可燃ごみ」として**出してください。



- **ナイロン製の衣類(雨ガッパなど)**は、「可燃ごみ」として出してください。
- **帽子、手袋、下着類(パンツ、ブラジャー、くつ下、ストッキング)**などは、「可燃ごみ」として出してください。
- **カーテン、シーツ、毛布**などは、「可燃ごみ」として出してください。

資源ごみのゆくえ

分別された資源ごみは各々次のように処理されています。



粗大・不燃ごみ

電話申込みによる有料収集

① 粗大・不燃ごみのおもな例

- タンス、机、椅子、やかん、かさ、ステレオ、扇風機、蛍光灯、電球、植木鉢、せともの、食器類など
- ※ 土砂やブロックなど、焼却場で受け入れ（処理）出来ないものは除く



② 粗大・不燃ごみの出し方

- 収集に伺う（申込み制）方法とご自身で焼却場へ直接搬入していただく方法の2種類があります。ご自身で焼却場に直接搬入する場合は11ページをご確認ください。

《収集に伺う（申込み制）場合》

- ★ 粗大・不燃ごみ専用10ℓ指定袋（4枚入り500円）を使用して出す方法
- ★ 市販の無色透明の45ℓ袋に粗大ごみ処理券（シール1枚500円）を貼って出す方法
- ★ 長物ばかり20本程度までまとめて、粗大ごみ処理券（シール1枚500円）を貼って出す方法
- ★ 上記に該当しないものに粗大ごみ処理券（シール1枚500円又はシール2枚1000円）を貼って出す方法



「粗大・不燃ごみ」処理手数料の区分	手数料の支払い方法	販売場所
粗大・不燃ごみ専用10ℓ指定袋で、口を縛った状態のもの1袋	粗大・不燃ごみ専用10ℓ指定袋（4枚入り500円）	役場（住民生活環境係） ふれ愛センター 公民館 一般店舗（町指定袋等取扱所）
市販の無色透明の45ℓ袋で、口を縛った状態のもの1袋	粗大ごみ処理券（シール1枚500円） 1枚をごみに貼付	
傘、太い枝、ほうきなど長物を20本程度束ねたもの1束		
3辺（高さ、幅、奥行）の長さの合計が3メートル未満のもの1個 ※小さいタンス、自転車、テーブル、扇風機、ホットカーペットなど		
3辺（高さ、幅、奥行）の長さの合計が3メートル以上のもの1個 ※ベッドや大きなタンスなど	粗大ごみ処理券（シール1枚500円） 2枚をごみに貼付	

（令和7年4月1日現在）



- いずれの方法も**電話による申込みが必要**です。

住所により申込み先が異なります。10ページの《粗大・不燃ごみの申込み先》をご確認ください。

① 電話で申込み

住所、氏名、電話番号、ごみの内容をお伝えください。その際、収集日時、ごみを出す場所、収集手数料などをお知らせします。

- ② 粗大・不燃ごみ専用10ℓ指定袋、粗大ごみ処理券は、排出日までにご準備ください。

- ③ 粗大・不燃ごみ専用10ℓ指定袋又は、粗大ごみ処理券を貼ったごみを収集日時までに出してください。

申込みの無いごみ、指定袋以外の袋や粗大ごみ処理券が貼られていないものなどは回収できません。団地、マンションなどの集合住宅にお住まいの方は、部屋番号を必ず記入してください。

※ 指定袋や粗大ごみ処理券の再発行及び払い戻しはできませんのでご注意ください。

③ 出し方の注意点

- 「粗大・不燃ごみ」の申込みは、1世帯**月1回5点まで**です。(次回の申込みは30日以上あけてください。)
- われものや先のとがったものは、**厚紙に包み「われもの」などと記入する**か、無色透明の袋にまとめて詰めて、他の粗大ごみといっしょに粗大・不燃ごみ専用10ℓ指定袋や無色透明の45ℓのビニール袋へ入れてください。**ビニール袋が破れそう場合は、補助的にみかん箱程度の段ボール箱に、ビニール袋を入れてください。粗大ごみ処理券は、ビニール袋に貼ってください。**
- 乾電池、蛍光管(電球含む)、ライターは他の粗大ごみと分別して、それぞれ無色透明の袋に詰めて、出してください。(蛍光管は20本まで)
- 長い直管蛍光管は、**収集員が軽く積み込みできるように束ねて、ひもでしばって**ください。

《粗大・不燃ごみの申込み先》

対象地域	申込み先	電話受付日・時間
吉見地区 嘉祥寺地区	住民課生活環境係 TEL.072-466-5005	月曜日～金曜日の(土・日および祝休日を除く) 午前8時45分～午後5時15分まで
りんくうポート 地区	(有)ハマノ TEL.072-466-8282	月曜日～金曜日の(土・日および祝休日を除く) 午前9時～12時・午後1時～5時まで

臨時ごみ

電話申込みによる有料収集 (申込先:住民課生活環境係 TEL.072-466-5005)

① 「臨時ごみ」とは

- 引っ越しや家庭内の掃除、整理などにより、臨時的に大量に生じたごみ
- 1回の申込みが6点以上の「粗大・不燃ごみ」のことをいいます。

② 「臨時ごみ」の出し方

- 「臨時ごみ」は、**電話申込み制**です。
受付者の指示にしたがって、住所・氏名・電話番号・臨時ごみの種類(内容)などを伝え、申し込んでください。
- 受付後ごみの確認のため、ご自宅を訪問し、収集日時、排出場所などが指定されますので、必ず守ってください。
- 収集の当日は申込者の立会いが必要となります。**
- 収集の当日に、ごみの量に応じた処理手数料を決定しますので、その際に処理手数料をお支払いください。

「臨時ごみ」 処理手数料の区分	収集車両		処理手数料
	軽四輪車	1車	6,000円
	2トン車	1車	12,000円

- 引っ越しなどで**いろいろな種類のごみ**が発生する場合でも、**必ず分別**して出してください。
- 焼却場に搬入できないもの(11ページ参照)は、収集できません。
- 家屋の中からの搬出はいたしませんので、車に積み込める所まで出してください。

電話で申込み



受付

氏名・住所・電話番号
ごみの量と種類

収集日・時間・場所の
決定

当日までに家から出す



当日は必ず立ち会う
手数料の支払い

ごみの直接搬入

従量制による有料



- 住民及び田尻町内の事業者が、**田尻町内で出た「可燃ごみ」や「粗大・不燃ごみ（家庭から出るごみに限る）」**などを**“ごみ焼却場”**（泉佐野市田尻町清掃施設組合第二営業所）に自動車で直接搬入することができます。
- 搬入に際しては、**役場（住民課生活環境係）で発行する「搬入証明書」**（発行は無料）が必要です。搬入証明書の発行は、平日午前8時45分から午後5時15分までです。**（土日祝休日は発行しておりません。）**

搬入条件

1. 搬入は**1日1車（1回だけ）**で、搬入車両は**最大積載量6.5トン**まで可能です。
四輪自動車以外での搬入は出来ません。
 2. ごみ焼却場内の車両運行上、可能な限り**全長が6m以下の車両**で搬入してください。
 3. 搬入日は**月曜日、水曜日、木曜日、土曜日**（祝休日可、ただし年末年始は除く）です。
 4. 搬入時間は**午後1時から午後4時まで**（時間厳守）です。
 5. 施設の管理上の理由などにより搬入を停止する場合があります。
 6. **2トンを超える**車両で搬入をする場合は、**2名乗車**してください。また2トン以下の車両でも荷降ろしに時間を要する場合は、2名乗車をお願いします。
 7. 電池、蛍光灯、電球、ライター、スプレーカン、マットレスのバネは、係員に直接渡してください。
 8. **係員の指示は必ず守ってください。**守らない場合は搬入を禁止することがあります。
 9. 搬入された廃棄物に搬入禁止物が混在している場合は、一旦退場し、搬入禁止物を取り除き再入場してください。
- ごみの処分には右記の処分手数料が必要です。搬入前・後の重量を計量した後、手数料を窓口でお支払いください。
 - その他焼却場の搬入制限等を必ず守ってください。

搬入量	手数料
55kg未満	500円
以後10kg増す毎に100円加算	

○詳しくは、ホームページ [泉佐野市田尻町清掃施設組合](#) [検索](#) でご確認ください。

「搬入基準」に合わないごみの一例（焼却場に搬入できないもの）



- 家電リサイクル法対象品及びパソコン（12ページ参照） ○タイヤ、ドラムカン
 - 危険物（ガソリン、灯油、シンナー、廃油、塗料、接着剤、ガスボンベ、農薬、消火器、バッテリー、薬品類）
 - 上部を切るかつぶしておらず内容物が無いことが確認出来ない塗料、溶剤、油類のカン・容器
 - 長尺物のビニール（ビニールシート）、FRP製品類 ○浴槽、コンクリート、石膏ボード等の不燃物
 - 鉄板、銅板、鉄のかたまり、モーター・ポンプ・エンジン類、ワイヤロープ等
 - バイク（原動機付自転車含む）、自動車、農機具及びこれらの部品 ○充電電池
 - 建設廃材、パレット（木製・プラスチック製） ○ピアノ類、サーフボード ○大型廃棄物
 - 注射器、注射針、医療系廃棄物 ○産業廃棄物
- ※上記のものなどは、焼却場に搬入できません。

「搬入基準」に合わないごみ「適正処理困難物」の処分について

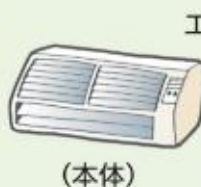
- いわゆる「適正処理困難物」の処分について、購入店で引き取ってもらうか施工業者等に相談してください。

家電リサイクル法対象品



① 「家電リサイクル法対象品」の具体例

- テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン（本体・室外機）、洗濯機・衣類乾燥機



② 「家電リサイクル法対象品」の処分方法

ごみ焼却場での処分はできませんので、以下の方法で処分してください。

- まず購入した販売店や買い替えの販売店にご相談ください。
- 販売店での処分が困難な場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入し、処分する製品と一緒に、指定引取場所へ搬入してください。搬入方法は、ご自身で運搬する、もしくは町に運搬を依頼する(手数料として、1品につき、3,000円が必要)方法があります。

【指定引取場所】日本通運堺支店岸和田流通センター

住所：岸和田市地蔵浜7-6 電話：072-439-2221

ホームページ [RKC](#) [Q検索](#)

パソコンリサイクル(一部小型家電リサイクル)

① リネットジャパンリサイクルによる パソコン+小型家電リサイクル (小型家電リサイクル法認定事業者)



本町は、小型家電リサイクル法の認定事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」と協定・連携し、小型家電リサイクルに取り組んでいます。

具体的には、パソコン本体を含む小型家電を1箱(たてよこ高さの合計が140cm以内で、重さ20kg未満の大きさまで) 無料(小型家電のみの場合や2箱目以降は有料でご利用できます)。

①インターネット又はスマートフォンで申込み。
⇒②箱を用意して箱詰めする。⇒③宅配業者が指定日時に取りに来る。

詳しくは、ホームページでご確認のうえ直接お申し込みください。

なお、インターネットやスマートフォンをご利用できない場合は、FAXでも申込みできます。

ホームページ [リネットジャパンリサイクル](#) [Q検索](#)



② パソコン(メーカー等による回収)



PCリサイクルマークの付いているパソコンは無料、付いていないものは有料での回収となります。

メーカー出荷時に同梱されていた標準付属品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)は同時に回収できますが、別途購入した付属品類は、回収できません。

パソコンは、資源有効利用促進法によりメーカー等に対して回収及び再資源化が義務付けられています。

詳しくは、パソコン3R推進センター電話03-5282-7685へお問合せください。

ホームページ [PC3R](#) [Q検索](#)

家庭から出る品目別ごみの分別表（取りに伺う場合の条件）

・この表は、家庭から出るごみ等で、比較的問合せの多い「品目」について、一般的な分別区分を示したものです。

・同じ種類のもので、大きさや素材などにより分別区分が異なる場合があります。

・収集欄に「セット収集対象」と記載されているものは、粗大ごみ単品でも（ ）内のセットでも一体ものとして（粗大ごみ処理券1枚で）収集いたします。

	品 目	分別	分 類 の 詳 細	収集の際の条件等
お行	アクセサリ（イヤリング、ネックレスなど）	粗大		
	油こし、油除け（アルミ製、スチール製）	粗大	中身が無いこと	
	アルバム（写真用）	可燃	金属部は粗大、金属部をはすせない場合も粗大	
	アルミホイル鍋（鍋焼きうどん、ポップコーン用など）	可燃	使い捨てのものの以外は粗大	
	アルミホイル（台所用品）	可燃	芯も可燃、ただし、刃は外して粗大、残りの外箱は紙箱類	
	あんま機、マッサージ機	粗大	折り曲げた状態の最長部分が150cmまで	
	衣装ケース（金属製、プラスチック製、木製）	粗大		セット収集対象（5個まで）
	板・板戸・板切れ、まな板	粗大	1m×2mまでの大きさのものに限る	5枚までに限る
	植木鉢（陶器製、プラスチック製）	粗大	20cmまでのプラスチック製は可燃	セット収集対象（5個まで）
	植木用支柱（木製・直径2cm未満）	可燃	直径2cm～15cmは粗大、直径15cm以上は不可	1mまでに切る
	枝、木の枝、せん定枝（直径2cm未満）	可燃	直径2cm～15cmは粗大、直径15cm以上は不可	1mまでに切る
	MD・MO（ケースを含む）・CD・DVD	可燃		
	おもちゃ（20cm未満のプラスチック製）	可燃	20cmを超えるものは粗大、金具を使用しているものは粗大	
	オルガン（足踏み、電子）	粗大		脚部は分離する
か行	カーテン（布製）	可燃	ブラインド式、カーテンレール、金具は粗大	1m×2mまでに切るかひもでしぼる
	貝殻	可燃		
	カイロ（使い捨て）	可燃	使用済みのものに限る	
	学習机	粗大		セット収集対象（机と椅子）
	カセットガスボンベ、スプレーカン	カンビン	ガスは使いきる／LPGガスボンベは取扱店に処理依頼	中身がないこと
	カセットテープ（ケースを含む）	可燃		上限200本まで
	かばん（布製・革製）	可燃	スーツケースなどの丈夫なものは粗大	
	カメラ（使い捨て含む）	粗大		電池は抜く（注1）
	瓦	×	家庭のもの3枚までに限り粗大／それ以上は取扱店に処理依頼	
	紙おむつ	可燃	汚物は取り除いてください／おむつは他の可燃ごみと混ぜてください	
	キーボード（パソコン用）	粗大	パソコンと一体のものは、パソコンリサイクルへ	
	給湯器（台所用）	粗大	室外用は取扱店に処理依頼	電池は抜く（注1）
	木箱（菓子、薬箱やお酒等）、かまぼこ板	粗大	20cmまでの小さいものは可燃	
	靴類（布・革・ゴム）、サンダル、スリッパ	可燃	スキー、スケート、安全靴など金属が入っているものは粗大	
	クッション	可燃		
	蛍光灯	粗大		1回に20本以内に限る（注2）
	携帯電話、タブレット	粗大	出来る限り携帯ショップ、電機店などでリサイクルへ	電池は抜く（注1）
	化粧品容器（ガラス）	カンビン		中身がないこと
	健康器具	粗大	1～2台まで／ダンベル・鉄アレイ、バーベルは不可	
	ござ	可燃		1m×2m以内の大きさに切る
	こたつ	粗大		セット収集対象（本体と天板）
	ゴルフクラブ・ゴルフバッグ・ゴルフシューズ	粗大		セット収集対象（バッグ、クラブ、靴）
	コンクリートブロック	×	取扱店に処理依頼	
さ行	サーフボード	×	取扱店に処理依頼（木製は粗大）	
	座布団	可燃		
	CD（ケースを含む）MD・MO・DVD・レコード	可燃		
	自転車、自転車部品、パーツ	粗大		電池は抜く（注1）
	自動車、自動車部品、パーツ	×	自動車関連品は、取扱店に処理依頼	
	自動車用アクセサリ、カバー	粗大	後付けのオーディオ、装飾品、ドリンクホルダーなどで個人用に限る	
	絨毯（じゅうたん）	可燃		1m×2m以内の大きさに切る
	絨毯（じゅうたん）竹製	可燃		縦横1m以内の大きさに切る
	消火器	×	取扱店に処理依頼	
	スカーフ、タオル、ネクタイ、ハンカチ、マフラー	古着	下着、靴下、ストッキングや汚れが付着しているものは可燃	無色透明の45ℓまでの市販袋に入れる
	スキー板、ストック、スキー靴	粗大		セット収集対象（板・ストック・靴）
	すだれ、たてず、よしず、日除けシェード	可燃	布製や革などの素材に限る。木製や金属・プラスチック製は粗大	1mまでに切ってひもで縛る
	ストッキング、靴下、下着	可燃	※下着類は古着には入れないでください	
	スノーボード	粗大		
	すのこ	粗大		
	炭	×	家庭用・バーベキューなどに限り少量なら可燃	
	石油ストーブ、石油ファンヒーター	粗大	1辺の長さ1mまで	燃料、電池は抜く（注1）
	洗濯バサミ	粗大	金属部のないものは可燃	
	ソファ	粗大	スポンジ製で、50cm四方程度にカットしたものは可燃	

	品 目	分別	分 類 の 詳 細	収集の際の条件等
た行	体温計、血圧計、温度計（機械式）	粗大	水銀を使用しているものは役場（住民課生活環境係窓口）で回収します	電池は抜く（注1）
	耐火金庫	×	取扱店に処理依頼、手揚げ金庫は粗大	
	タイヤ（自転車・一輪車）	粗大	自動車・バイク用は取扱店に処理依頼	
	竹類（竹製じゅうたん含む）	可燃	長さ50cmまでに切る／直径5cm以上は半分に縦割	
	畳	可燃	1畳を3分の1に切る	1畳分をひもで十字に縛る
	台所用品	粗大	20cmまでのプラスチック製や木製の小物（しゃもじなど）は可燃	
	脱臭剤、消臭剤	可燃	スプレー罐は使い切ってカン・ビン・ペットボトル	中身がないこと
	たわし（植物性、プラスチック製）	可燃	金属製は粗大	
	注射針	×	医療機関・取扱店に処理依頼	
	土、砂	×	取扱店に処理依頼	
	釣り竿（竹製以外）、釣り針	粗大	1mまでに切る／竹製は50cmまでに切って可燃	
	電気カーペット、電気毛布	粗大		
	電球（LED含む）	粗大		小袋に入れて（注2）
	電池（乾電池・ボタン電池・コイン電池）	粗大	充電電池、バッテリーは役場（住民課生活環境係窓口）で回収します	小袋に入れて（注2）
	電動カート、電動車いす、電動式ベッド	×	取扱店に処理依頼	
	電動自転車（アシスト自転車）	粗大		電池は抜く（注1）
な行	農薬	×	取扱店に処理依頼	
は行	バイク（原付含む）バイク部品・パーツ	×	原付を含むバイク関連品は、取扱店に処理依頼	
	バケツ	粗大	プラスチック製で壊れた破片は可燃	セット収集対象（5個まで）
	バスマット	可燃	珪藻土（けいそうど）製品は粗大	
	パソコン	×	取扱店、リネットジャパン、3R推進協議会、メーカーでリサイクル	
	発泡スチロール（梱包用）	廃プラ	粒状のものは可燃	
	花火	可燃	必ず使い切ったうえで、水に浸して	
	ハンガー（金属製、プラスチック製、木製）	粗大		
	ピアノ	×	取扱店に処理依頼	
	ビデオテープ	可燃		上限本数100本まで
	百科事典	紙類	雑誌として出してください	
	筆記具（本体が金属製以外）	可燃	本体が金属製のものは粗大	
	ビン類（飲料用、化粧品用）	カンビン	中身が無いこと	汚れのあるものは軽く水洗いする
	布団	可燃		折りたたんでひもで縛るか袋に入れる
	プランター	粗大		セット収集対象（5個まで）
	風呂ふた、風呂用椅子（プラスチック製、木製）	粗大		
	フロッピーディスク	可燃		
	プラスチック製品	粗大	20cmまでの小物は可燃	
	文房具（プラスチック製、木製）	可燃	20cmまでのプラスチック製や木製の小物以外は粗大	
	糞（犬猫などのペット）	可燃	新聞紙などに包むなど可燃物と混ぜる（少量に限る）	
	ベッド	粗大	1m×2mまで／モーターの直径が10cmまでのものに限り	
	ホース（ゴム）	可燃	ホースリールの本体とノズルは粗大	ホースは1mまでに切る
	ポット（魔法瓶）、水筒	粗大		
	包丁（刃物、はさみ、カッターナイフ等）	粗大		厚紙に包み「包丁」などと記入する
	保冷剤	可燃		
	ボール（野球、ゴルフ、サッカーなど）	可燃	全てのボール	
ま行	マッチ	可燃	必ず使い切る	
	マットレス（スプリング入り）	粗大	スプリングの無いものは3つに切れば可燃	
	虫かご（金属製、プラスチック製、木製）	粗大	プラスチック製は20cmまで可燃、木製は15cmまで可燃	
	メガネ、サングラス	粗大	プラスチック製は可燃	
	毛布	可燃		折りたたんでひもで縛るか袋に入れる
や行	薬品（常備薬程度、劇薬等危険物以外）	可燃	毒物、劇薬、医療用廃棄物は不可、取扱店に処理依頼	
ら行	ライター	粗大	必ず使い切る	小袋に入れて（注2）
	ラップ（台所用品）	可燃	芯も可燃、ただし、刃は外して粗大、残りの外箱は紙箱類	
	レジャーシート（厚手、保温型含む）、ブルーシート	可燃		1m×2m以内に切る

（注1）電化製品、おもちゃなどの電池やバッテリーは抜いてください。また、乾電池やボタン電池は無色透明の袋に入れてください。バッテリーや充電電池は取扱店に処理を依頼するか、役場（住民課生活環境係）窓口までお持ちください。

（注2）乾電池、蛍光管（電球含む）、ライターを他のごみと一緒に排出する際はそれぞれ無色透明の袋に入れて横にして出してください。

※直接ごみ焼却場に搬入する場合は、上記の条件と異なる場合があります。詳しくは、泉佐野市田尻町清掃施設組合のホームページに、直接搬入する場合の分別区分や条件を記載していますのでご確認ください。

泉佐野市田尻町清掃施設組合

検索

ものを大切に。ごみを減らすための知恵、3R。

循環型社会をめざすうえで、もっとも大切なのが、まず、ごみを出さないこと（Reduce・リデュース）次に、使えるものは繰り返し使うこと（Reuse・リユース）最後に、それでも出してしまったごみは資源として再利用すること（Recycle・リサイクル）これら3つのRを実践することが、ごみの減量＝環境にやさしい社会の実現につながります。



Reduce リデュース

ごみを出さないようにしましょう！

使い捨てをしない。
余分なものは買わない、もらわない。
レジ袋をこたわる。詰替え用の商品を買う。
ごみを減らすために、まずは
出さない工夫から。



Reuse リユース

繰り返し使いましょう！

長く使えそうなものを選ぶ。
ビンや水筒を使う。
不要になってもまだ使えるものは、人に譲る。
「もの」の寿命を伸ばすのは、あなたです。



Recycle リサイクル

ごみを資源として再利用しましょう！

最後まで使い切っても、資源として
使えるものはたくさんあります。
正しく分別してください。
あなたの役に立つ「もの」になって、
戻ってきます。



ごみの減量とリサイクルの促進にご協力をお願いいたします。

- ・「可燃ごみ」は必ず「町指定の可燃ごみ袋（有料）」に入れて出してください。
- ・「容器包装プラスチック」「カン・ビン・ペットボトル本体」「紙類・古着」を「資源ごみ」として分別収集しています。
- ・「可燃ごみ」として出されているごみの中から、「資源ごみ」を分別してリサイクルの促進にご協力ください。
「混ぜればごみ、分ければ資源」です。
- ・ごみを出す時は、必ずごみ収集日程表をご確認のうえ、指定の時間までに排出してください。

問い合わせ窓口

問い合わせ内容

ごみの分別・出し方について
ごみの直接搬入について
不法投棄・家電リサイクルについて
事業系ごみについて

窓口・連絡先

田尻町
住民部 住民課生活環境係
☎072-466-5005
FAX 072-465-3794



不法投棄は犯罪です！

廃棄物をみだりに投棄すると、法律により罰せられます！